柴田安彦の市政報告

No.519　２０１２，３，１１

発　行　蒲郡市議　柴田安彦
蒲郡市清田町沖田５８番地１　TEL/FAX ６７－６９６４
ホームページ http://yas.sub.jp
Eメール yas@xk.sub.jp　ブログ http://blog.yas.sub.jp

消防団員確保のために団員負担の軽減を

ＯＢによる機能別消防団の創設も

消防団条例を改正して年齢要件・居住要件の拡大を提案

消防団は、常備消防（消防署）と異なり、団員は非常勤の特別職地方公務員です。本業を持ちつつ消防団活動をおこなう団員がほとんどで、最近は会社員の占める割合が増えています。

消防団活動は、４月の辞令交付式に始まり新入団員研修、結団式、夏期特別訓練、水防訓練、防災訓練、放水訓練、救命講習、年末警戒、出初め式、観閲式と年間をとおして行事が続きます。また、毎月数回のポンプ点検や自主防災への協力などのうえに、災害出動が加わり、繰法大会出場分団は約３ヶ月にわたる連日の訓練を行っています。

崇高な任務ですが、負担も重く、団員の確保に苦労する分団もあります。

３月議会の一般質問で、消防団員確保のため、団員の負担軽減や団員資格の拡大について質しました。

消防団規則で年１回実施することが定められている観閲は、出初め式でも観閲式でも実施されます。時期的にも近いことから、出初め式に併せて消防団の観閲式を行うことを提案しました。安城市では観閲式を行っていませんし、刈谷市では分団長会議での負担軽減の意向を受けて出初め式を廃止しています。

また、消防団員資格を他市の多くが18才以上としているのに対し、蒲郡市の消防団条例は20才以上としています。対象者の拡大を図るよう求めました。

消防団ＯＢの中には「いざと言うときには協力したい。ただ行事等への参加は免除して欲しい」という方もいます。不足する消防団員や出動困難な時間帯を補強するために、国が提唱する機能別消防団の一形態として組織してはどうかと提起しました。

市は「団員確保に苦労しているという話は分団長から聞いている。先々に危機感は持っている。関係機関、幹部の本音を聞き検討したい」と答えました。

医師会との訴訟は早期解決を

和解案は請求の半額以下

裁判長に和解案の提示を求めていきたい

3月議会一般質問で、市が提訴した人間ドック等の委託料精算金請求訴訟について、市は「2月3日の弁論準備手続きにおいて、医師会から和解案の提示があった」と答えました。

訴訟は、6年分の請求のうち1年分について、双方が主張を行ってきました。提訴以来4年が経過しようとしていますが、まだ入り口の準備手続きすら終了していません。判決を求めようとすれば、延々と弁論が続くことが予想されます。

和解について市は「メリットは、訴訟の早期解決により地域医療や保健行政への協力関係がさらに強固になること。デメリットは提訴額の一部しか受け取れないこと」と答えました。

提出された和解案については「請求額の半額に満たない額。受け入れの判断基準は、市民に納得していただけるかどうか。額の根拠が示されているわけではないので、裁判長からの和解案提示を求めたい。それがされない場合は、更に被告とやりとりをしたい」との見解を示しました。

柴田は、この提訴に反対し、自治法に規定する市長の綜合調整権発動によって解決するよう議案を提案してきました。提訴は時間がかかり、しこりを残す可能性が高いためです。

適切な和解案を受け入れて、早期の裁判終結をめざすべきだと考えます。

委託料精算金請求訴訟　（2008年6月に提訴）

休日診療所・人間ドック運営に関し、委託料精算金の支払いを求めるため起こした訴訟

①原告は蒲郡市、被告が社団法人蒲郡市医師会

②請求：1億5,439万2,297円（01年度～06年度の精算額）及びこれに係る遅延損害金を支払え

③2月の第24回弁論準備手続きで被告から和解案

双眼鏡

それまで3回だった一般質問の発言制限を廃止し、一問一答方式を導入した07年以降、その醍醐味は格段に高まったし、聞きやすくもなった。以後、原稿を棒読みするだけの質問は見られなくなった。

答弁側からも「何が飛び出すか分からない」との声が聞かれ、緊張感をもって臨んでいることが伺える。

対話形式で進められることもあり、つい普段の言葉づかいになりがちである。意外なところで本音や人柄が表れることになるが、議会としての品位は保ちたいものである。ネットで録画放映しているので、質問の様子をぜひ見て欲しい。